三十八 第57条《プログラム等準備金》関係

改正	後		改	正	前
(適格合併等により引継ぎを受けたプログラム等準備 57 - 7 適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを の措置法第57条第2項の規定による均分取崩しにつ 扱いに準じて取り扱うものとする。	(新 設)				